

船橋市職員の給与などを公表します

市職員の給与などは、地方自治法および地方公務員法に基づき制定された条例・規則により支給されています。その内容について、市民の皆さんにご理解いただくため、次のとおり公表します。

(資料：平成 27 年地方公務員給与実態調査)

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (27年1月1日現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考)25年度 の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
26年度	622,988	187,696,914	3,403,588	34,247,378	18.2	19.1

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

実質収支＝歳入総額－（歳出総額＋翌年度へ繰り越すべき財源）

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

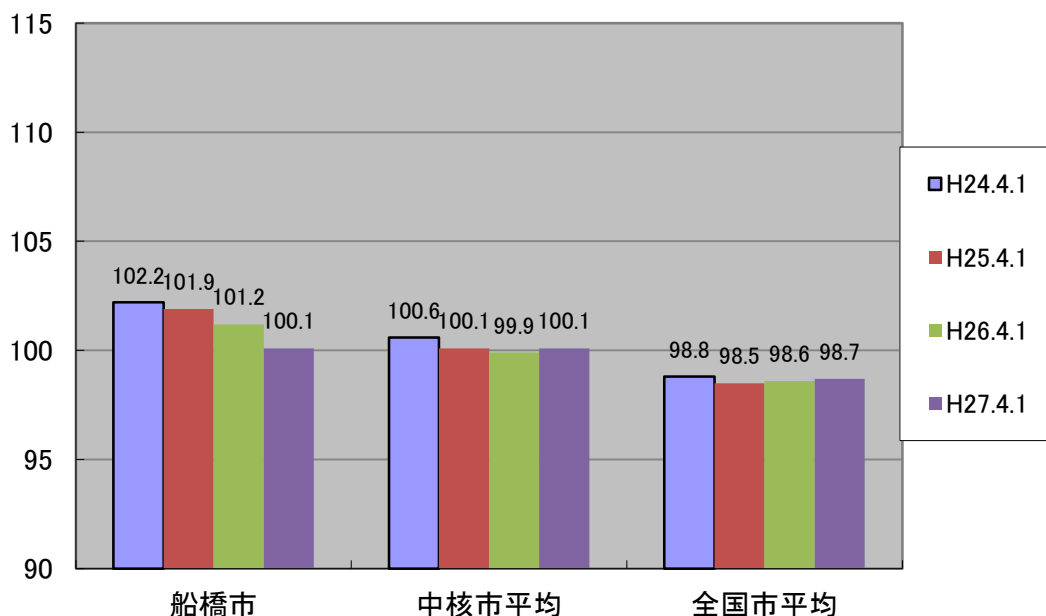
区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)	(参考)中核市平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	3,629	13,235,348	4,535,025	5,314,741	23,085,114	6,361	6,378

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数は平成 26 年 4 月 1 日現在の常勤の一般職の人数です。(教育長、再任用短時間勤務職員、病院など企業会計等の職員は含みません。)

3 給与費については、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 中核市平均とは、人口規模、産業構造が類似している中核市のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

※ 平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

[③の理由と改善の見込み]

平成19年4月に給与構造改革を国に比べ1年遅れで実施したことや、若年層の早期登用を図ったこと等が主な要因と考えられますが、平成21年度より行政職給料表適用者の初任給を2号引下げたこと、また平成26年度より給料表の継足し部分（国家公務員の俸給表の最高号給を超える部分）について廃止をしたこと等、職員給与の適正化を図っているところであり、指数は徐々に低下しています。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し [実施]

[給料表の改定実施時期] 平成 27 年 4 月 1 日

[内容] 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 2% (最大 3.6%) 引下げました。激変緩和のため、3 年間 (平成 30 年 3 月 31 日まで) の経過措置 (現給保障) を実施します。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。

②地域手当の見直し [実施]

[支給割合] 国基準 12%に対し、船橋市においても 12%を支給しています。

(参考)

	平成 26 年度の支給割合	見直し後の支給割合 (平成 30 年 4 月 1 日)	平成 27 年度の支給割合
国基準による支給割合	12%	12%	12%
船橋市の支給割合	12%	12%	12%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施しました。(平成 27 年 4 月 1 日)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
船橋市	40.4 歳	309,713 円	467,834 円	374,398 円
千葉県	42.3 歳	326,573 円	416,393 円	375,264 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
中核市平均	41.8 歳	323,570 円	420,468 円	369,585 円

②技能労務職

区 分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
船橋市	50.6 歳	312 人	348,253 円	446,836 円	403,943 円
うち 清掃職員	49.8 歳	124 人	350,212 円	488,967 円	411,144 円
うち 学校給食員	51.5 歳	62 人	343,761 円	399,203 円	391,661 円

うち 用務員	51.1 歳	16 人	348,719 円	411,569 円	398,925 円
うち 自動車運転手	51.8 歳	4 人	361,125 円	567,700 円	427,300 円
千葉県	52.8 歳	527 人	321,373 円	377,586 円	356,399 円
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	—	328,318 円
中核市平均	48.1 歳	281 人	332,281 円	396,638 円	365,790 円

区 分	民間			参考 A/B
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
船橋市	—	—	—	—
うち 清掃職員	廃棄物処理業	44.9 歳	289,500 円	1.69
うち 学校給食員	調理士	43.9 歳	286,500 円	1.39
うち 用務員	用務員	54.6 歳	200,300 円	2.05
うち 自動車運転手	自家用乗用自動車運転者	57.8 歳	219,700 円	2.58

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
船橋市	—	—	—
うち 清掃職員	7,598,804 円	3,952,300 円	1.92
うち 学校給食員	6,451,736 円	3,876,600 円	1.66
うち 用務員	6,626,328 円	2,774,400 円	2.39
うち 自動車運転手	8,641,500 円	2,909,500 円	2.97

※民間データは、厚生労働省が公表する賃金構造基本統計調査のデータを使用しています。(平成 24～26 年の 3 ヶ年平均)。賃金構造基本統計調査は、企業規模 10 人以上、常用労働者のうち、一般労働者(短時間労働者を除く)について、集計したものです。都道府県別データが公表されていない「清掃職員」と「用務員」については、全国計のデータを使用しています。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」および「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
船橋市	44.6 歳	381,935 円	472,687 円
千葉県	45.2 歳	372,902 円	441,613 円
中核市平均	46.1 歳	393,751 円	459,987 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは平成 27 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(平成 27 年 4 月 1 日現在)

学校卒業後、直ちに採用された者の初任給の給料月額は、次のとおりです。

区 分		船橋市	千葉県	国
		決定初任給	初任給	初任給
一般行政職	大学卒	180,800 円	182,800 円	総合職 181,200 円 一般職 174,200 円
	高校卒	146,500 円	148,200 円	142,100 円
技能労務職	—	138,750 円	(高校卒)145,800 円 (中学卒)133,000 円	/
教育職	大学卒	204,700 円	204,700 円	
	高校卒	159,400 円	—	

- (注) 技能労務職については、初任給決定の際学歴区分を設けていないため、技能員・技労員それぞれの資格・年齢ごとの初任給基準にのっとり、平均額を記載しています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	253,463 円	349,483 円	392,604 円	404,140 円
	高校卒	207,000 円	311,033 円	364,190 円	384,100 円
技能労務職	高校卒	該当者なし	324,600 円	339,621 円	353,768 円
	中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	351,567 円
教育職	大学卒	※	387,150 円	386,817 円	410,000 円

- (注) 1 経験年数とは、学校卒業後直ちに市に採用され、引き続き勤務している場合には採用後の年数を言い、採用前に民間就職歴等のある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数を言います。
 2 教育職の経験年数 10 年については対象となる職員が 1 人のため、個人情報保護の観点から数値を「※」で表記しています。

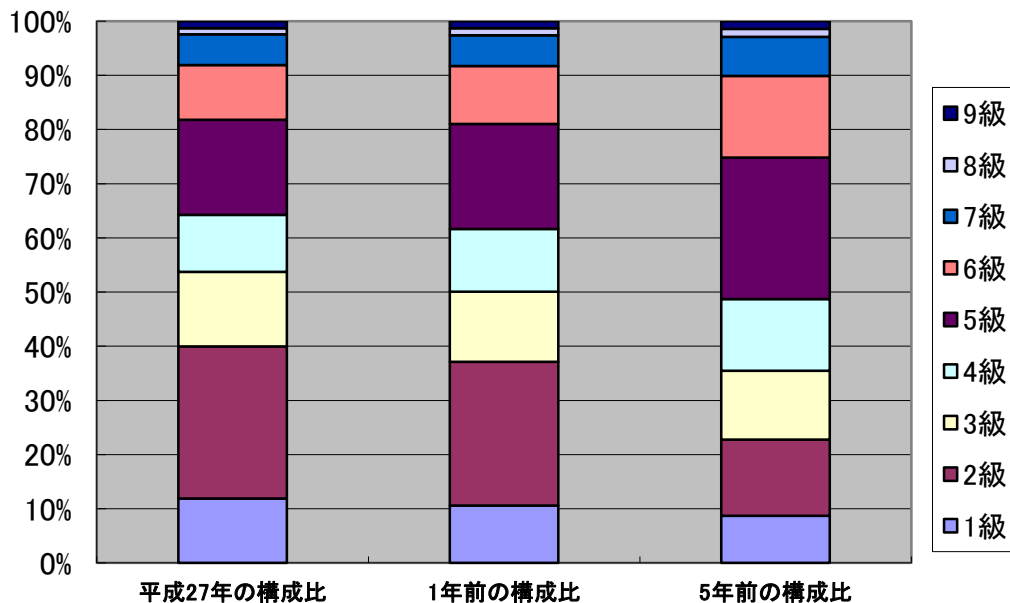
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成 27 年 4 月 1 日現在)

一般行政職のうち行政職給料表（一）適用者の級別職員数とその構成は下表のとおりです。

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	計
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	主任主事主任技師	係長副主査	主査	課長補佐副主幹	課長副参事主幹	次長参事	局長部長参与	
職員数	223人	527人	259人	197人	330人	189人	106人	21人	24人	1,876人
構成比	11.9%	28.1%	13.8%	10.5%	17.6%	10.1%	5.7%	1.1%	1.3%	100.1%
参考	1年前の構成比	10.6%	26.6%	12.9%	11.6%	19.4%	10.7%	5.7%	1.3%	100.1%
	5年前の構成比	8.7%	14.1%	12.7%	13.2%	26.1%	15.1%	7.2%	1.4%	100.0%
管理職手当額						58,200円 ～ 49,900円	75,200円 ～ 66,400円	89,300円 ～ 84,600円	114,700円 ～ 104,200円	
1号給の給料月額	137,600円	187,700円	223,900円	258,300円	285,000円	315,800円	360,100円	405,800円	456,100円	
最高号給の給料月額	244,900円	301,900円	347,700円	378,700円	390,700円	407,900円	442,600円	466,300円	525,200円	

- (注) 1 船橋市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
 3 端数処理の都合で、各々の構成比の合計が100%とならない場合があります。
 4 6級以上の職員には、職務の特殊性に基づき管理職手当が支給されます。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況 (平成 27 年度)

地方公務員法第 40 条に基づき、全職員に対して、昇給日 (4 月 1 日) 前 1 年間の勤務成績の評定を実施。所属長が 5 段階 (A⁺、A、B、C、C⁻) で絶対評価し勤務成績の証明を行う。勤務成績に応じて昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数を決定する。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

職員に支給される主な手当の概要は、次のとおりです。

船橋市	千葉県	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,365千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,678千円	—
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.5月分 (1.45月分) (0.7月分)	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.5月分 (1.45月分) (0.7月分)	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.5月分 (1.45月分) (0.7月分)
職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5~20%	職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

[参考]勤勉手当への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条に基づき、全職員に対して基準日(6月1日及び12月1日)前6ヵ月間の勤務成績の評定を実施。職責に応じて、責任感、企画力、指導力、仕事の速度、仕事の正確さなどの各項目について、100点満点で絶対評価する。評価点数に応じて勤勉手当の成績率(50/100~110/100)を決定する。

(2) 退職手当(平成27年4月1日現在)

区分	船橋市		国		
	自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年	
退職手当	勤続20年	20.445月分	25.55625月分	25.55625月分	
	勤続25年	29.145月分	34.5825月分	34.5825月分	
	勤続35年	41.325月分	49.59月分	49.59月分	
	最高限度額	49.59月分	49.59月分	49.59月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置として2%~45%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置として2%~45%加算	
退職時特別昇給	なし		退職時特別昇給	なし	
1人当たり平均支給額	自己都合	3,581千円	応募認定・定年	24,422千円	

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、平成26年度に退職した職員(全職種)に支給された手当の平均額です。

(3) 地域手当(平成27年4月1日現在)

地域手当	支給対象地域	船橋市
	支給率	12(15.5)%
	支給対象職員数(27年度)	3,695人(254人)
	国の制度(支給率)	12%
	支給実績(26年度決算)	16億6,849万5千円
	支給対象職員1人当りの平均支給年額(26年度決算)	42万8,478円
地域手当補正後ラスパイレス指数(ラスパイレス指数)	100.1(100.1)	

※ ()は医師

- (注) 1 支給対象職員数の()内は、再任用短時間勤務職員で外書きです。(教育長、病院など企業会計等の職員は含みません。)
- 2 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正した、ラスパイレス指数です。船橋市の地域手当は国の指定基準に基づいた支給率を用いているため、ラスパイレス指数と地域手当補正後ラスパイレス指数は同じ値となります。

(4) 特殊勤務手当 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

特殊勤務手当	区 分	全職種
	支給実績額(平成 26 年度)	5,505 万 8 千円
	職員全体に占める手当支給職員の割合(26 年度)	20.1%
	支給対象職員 1 人当たり平均支給年額(26 年度)	75,525 円
	手当の種類(手当数:26 年度)	17

特殊勤務手当一覧表 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26 年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症等の発生時に作業に従事した職員	患者の検診、消毒等	819 千円	日額 500 円
保健福祉手当	獣医師、薬剤師、精神保健福祉士、生活保護に係る面接及び調査等に従事した職員等	保健衛生業務等	3,350 千円	月額 3,300 円～5,500 円 日額 200～420 円
危険作業手当	放射線技師、消防職員等	放射線照射、消火作業等	1,444 千円	1 回当たり 220～330 円 日額 290～500 円
救急業務手当	救急業務に従事する消防職員	救急業務	14,771 千円	1 回当たり 140～510 円
行旅死病人取扱作業手当	行旅死病人の取扱作業に従事した職員	行旅死病人の取扱作業	90 千円	1 回当たり 2,800～3,900 円
清掃手当	清掃作業等に従事した職員	清掃作業等	18,799 千円	日額 470～530 円
路面整備作業手当	道路の新設、補修、舗装作業に従事した職員	道路の新設、補修、舗装作業	23 千円	日額 290～360 円
毒物劇物取扱作業手当	毒物及び劇物の取扱作業に従事した職員	毒物及び劇物の取扱作業	93 千円	日額 200 円
徴収等手当	市税の徴収、国民健康保険料等の収納に従事した職員	市税の徴収等	818 千円	日額 230～280 円 1 件当たり 270 円
大型特殊自動車等運転手当	大型特殊自動車等運転に従事した職員	大型特殊自動車等の運転	254 千円	日額 150 円
管理責任手当	電気主任技術者、ボイラータービン主任技術者等	施設の管理または責任者の業務	524 千円	月額 4,000～6,600 円
街頭補導手当	街頭での青少年の補導に従事する職員	街頭補導業務	8 千円	日額 270 円
用地交渉手当	用地取得のため、交渉に当たる職員	用地交渉業務	77 千円	日額 600 円
教育職員特殊業務手当	教育職員	非常時の緊急業務等	9,035 千円	日額 2,400～6,400 円
教育業務連絡指導手当	教育職員のうち教務主任、学年主任等	学校教育法施行規則に基づく職の業務	347 千円	日額 200 円
医務手当	保健所の医師	保健衛生業務	3,173 千円	給料の月額の 25%
医師研究手当	保健所の医師	保健所勤務	1,788 千円	月額 30,000～80,000 円 (産業医としての業務に従事した場合は上記に 20,000 円を加算)

(5) 時間外勤務手当

時間外勤務手当	26年度	支給総額	12億6,436万1千円
		職員1人当たり支給年額	37万4千円
	25年度	支給総額	11億3,663万3千円
		職員1人当たり支給年額	34万3千円

- (注) 1 26年度は衆議院議員選挙への対応が生じました。
 2 25年度は市長選挙及び参議院議員選挙への対応が生じました。
 3 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(26・25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の支給対象職員数で、短時間勤務職員を含みます。(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除きます。)

(6) その他の手当 (平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人 当たり平均支 給年額(26年度 決算)
扶養手当	(月額) ・配偶者 13,000円 ・子、父母等 1人 6,500円 ・職員に配偶者がいない場合、子、父母等のうち1人 11,000円 特定期間(年度年齢 16~22歳)にある子については、5,000円を加算	同じ		307,478千円	210,457円
住居手当	(月額) 借家を借り受けている職員に対し家賃の額(8,000円超)に応じて27,000円を限度に支給	異なる	(国) 家賃の額12,000円超のみ支給(支給限度額は市と同じ)	207,482千円	298,535円
通勤手当	・交通機関(電車・バス等) 6ヵ月定期代相当分を4・10月に支給 ・交通用具(自動車等) 使用する距離に応じて2,500~33,100円を毎月支給	異なる	(国) 交通機関:55,000円/月を限度に6ヵ月定期代相当分を支給 交通用具:使用する距離に応じて2,000~31,600円を毎月支給	368,728千円	113,665円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間を勤務した場合、勤務1時間につき、時間当たりの給与額の135/100を支給	同じ		261,509千円	421,110円
夜間勤務手当	午後10時~翌午前5時まで正規の勤務時間として勤務した場合、勤務1時間につき、時間当たりの給与額の25/100を支給	同じ		32,377千円	72,594円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に対し、4,200~21,000円を支給	異なる	(国) 左記に対し、4,200~20,000円を支給	—	—

管理職手当	職務の特殊性に基づき、給料月額につき適正な管理職手当額表が定められている 43,000～114,700 円/月を支給	異なる	(国) 俸給表、官職に応じ、定額の手当額が定められている 地方出先機関の課長 46,300 円～本府省の課長 130,300 円など	352,436 千円	683,016 円
管理職員特別勤務手当	管理職が災害への対処その他臨時又は緊急の必要により勤務がある場合、2,000～12,000 円/回を支給	異なる	(国) 官職に応じ、3,000～18,000 円/回を支給	7,418 千円	14,376 円
調整手当 初任給	医師である職員のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された場合、37,500～249,800 円/月(1 年ごと減額)を支給	同じ		4,164 千円	2,082 千円
教員特別手当 義務教育等	市立高校及び市立特別支援学校の高等部に勤務する教育職員に対し、2,000～8,000 円/月を支給	異なる	(国) 制度なし	5,519 千円	73,587 円
災害派遣手当	災害対策基本法等により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員が本市の区域内に滞在することを要する場合 1 日につき 3,970～6,620 円を支給	異なる	(国) 制度なし	—	—

5 特別職の報酬等の状況 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

	区分	給料月額等	
給料	市長	1,076,000 円	(参考)中核市における最高/最低額 1,180,000 円/850,000 円
	副市長	818,000 円	960,000 円/748,600 円
報酬	議長	759,000 円	827,000 円/588,000 円
	副議長	686,000 円	748,000 円/529,000 円
	議員	613,000 円	700,000 円/510,000 円
期末手当	市長 副市長 議長 副議長 議員	(26 年度支給割合) 6 月期 1.975 月分 12 月期 2.125 月分 計 4.1 月分	
退職手当	市長	給料月額 × 在職月数 × 0.44 (任期 4 年勤続の場合 22,725,120 円)	
	副市長	給料月額 × 在職月数 × 0.28 (任期 4 年勤続の場合 10,993,920 円) <任期毎に支給>	

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

各年4月1日現在

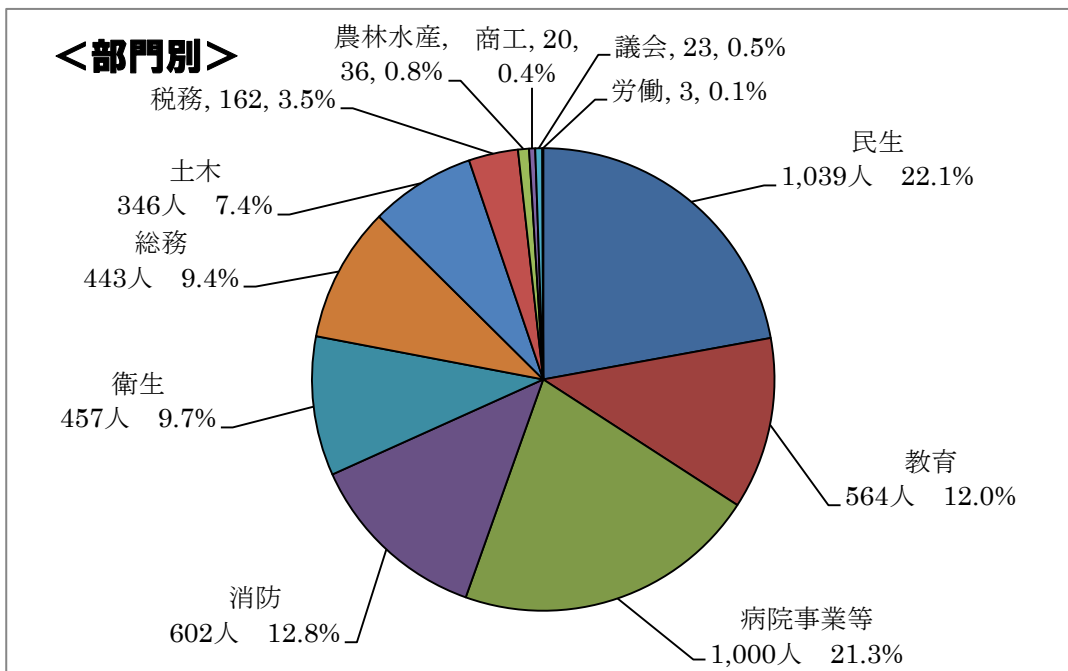
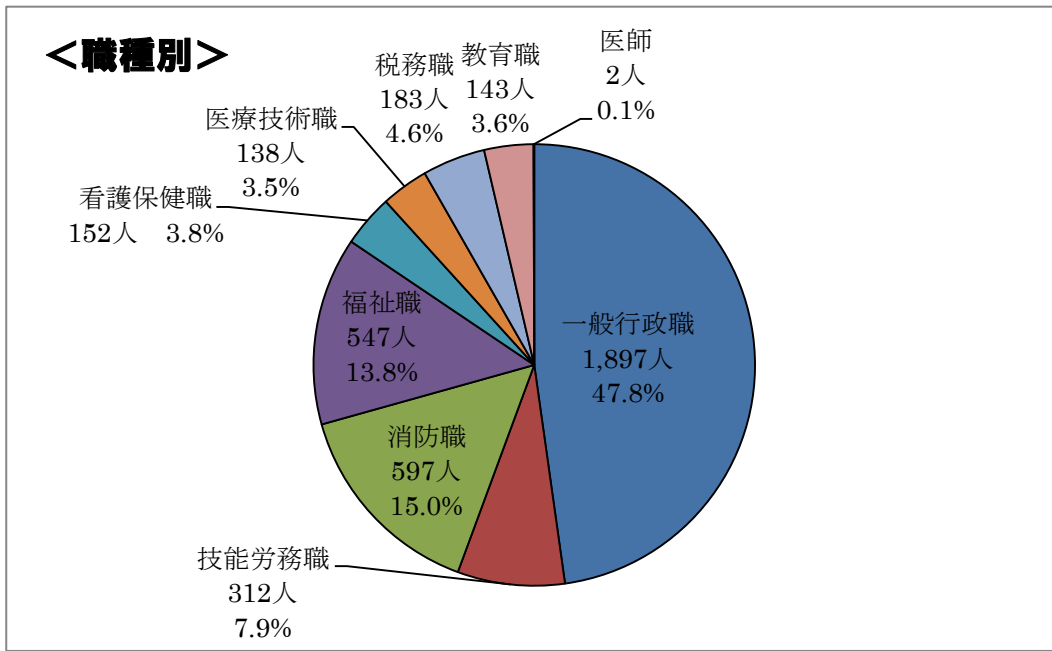
区 分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		26年	27年		
普通 会計 部門	議会	22	23	1	議会事務の充実
	総務企画	432	443	11	社会保障・税番号制度の対応、国勢調査の実施
	税務	165	162	△3	事務の効率化
	民生	1,021	1,039	18	子育て支援の充実、生活保護世帯の増
	衛生	443	457	14	保健所体制の強化
	労働	3	3	0	
	農林水産	36	36	0	
	商工	18	20	2	観光事業の推進体制強化
	土木	336	346	10	ふなばし三番瀬海浜公園改修業務の対応、道路台帳整備
	計	2,476	2,529	53	[参考]船橋市の人口1万人当たりの職員数 40.59人 (中核市の人口1万人当たりの職員数 43.64人)
	教育部門	558	564	6	学校給食費公会計化の対応、放課後子供教室事業体制強化
	消防部門	596	602	6	消防体制の強化
	小計	3,630	3,695	65	[参考]船橋市の人口1万人当たりの職員数 59.31人 (中核市の人口1万人当たりの職員数 61.12人)
計 公 部門 営 企業 等 会	病院	709	724	15	医療・看護体制の強化
	下水道	95	95	0	
	その他	187	181	△6	事務の効率化
	小計	991	1,000	9	
合 計		4,621 [5,221]	4,695 [5,334]	74 [113]	(参考)船橋市の人口1万人当たりの職員数 75.36人

(注) 1 職員数は常勤の一般職の人数です。休職者等は含まれますが、非常勤・臨時職員は除きます。

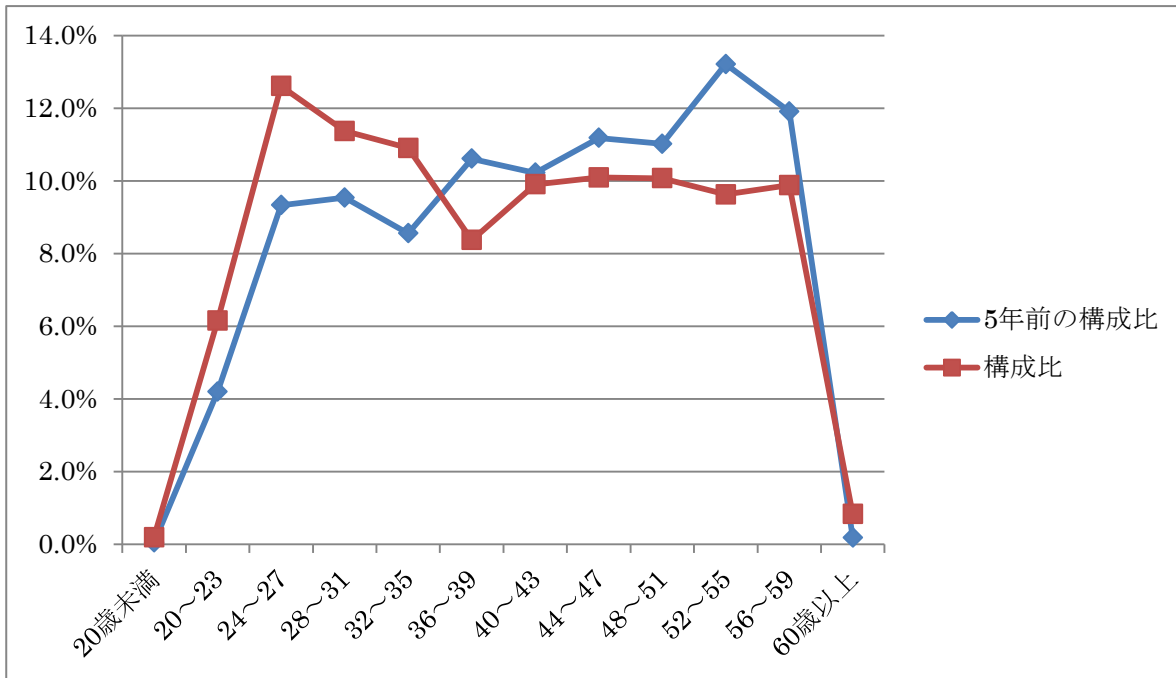
2 []内は、船橋市職員定数条例の合計です。

3 △はマイナスを表します。

(職員構成の状況)



(2) 年齢別職員構成の状況 (平成 27 年 4 月 1 日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	9人	289人	592人	534人	512人	393人	465人	474人	473人	452人	464人	38人	4,695人

(3) 職員数の推移

各年 4 月 1 日現在 (単位: 人)

年度 部門別	H22	H23	H24	H25	H26	H27	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	2,374	2,376	2,397	2,429	2,476	2,529	155 (6.53%)
教育	588	574	561	557	558	564	△24 (△4.08%)
消防	596	593	597	599	596	602	6 (1.01%)
公営企業等 会計	826	876	904	952	991	1,000	174 (21.07%)
計	4,384	4,419	4,459	4,537	4,621	4,695	311 (7.09%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

※本市の病院事業は、平成 21 年度から地方公営企業法の全部適用となります。

(1) 病院事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 25年度の総費用に 占める職員給与費率
	千円	千円	千円	%	%
26年度	14,814,354	606,237	6,966,762	47.0	48.6

区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給与費 (B/A)	(参考)市町村平均 1人当たり給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	694	2,627,280	1,630,131	1,059,669	5,317,080	7,661	6,789

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は平成 27 年 3 月 31 日現在の人数です。
 3 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含みません。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
船橋市(病院事業)	36.2 歳	358,680 円	652,132 円
医師	43.2 歳	569,963 円	1,406,323 円
看護師	34.2 歳	311,307 円	487,909 円
事務職	41.1 歳	361,598 円	610,295 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(参考) 市町村（政令指定都市を除く）平均

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
市町村(病院事業)	40.3 歳	324,118 円	563,443 円
医師	44.6 歳	564,750 円	1,389,096 円
看護師	38.8 歳	288,414 円	456,203 円
事務職	43.1 歳	328,980 円	502,010 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

船橋市(病院事業)	
1人当たり平均支給額(26年度)	1,526 千円
(26年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.5 月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置あり	

イ 退職手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

船橋市(病院事業)		
	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置として 2%～45%加算	
退職時特別昇給	なし	
1 人当たり平均支給額(26 年度)	自己都合 応募認定・定年	1,388 千円 16,052 千円

ウ 地域手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

支給実績(26 年度決算)	354,311 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額(26 年度決算)	513 千円

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
船橋市	12(15.5)%	694 人	12%

※ () は医師

エ 特殊勤務手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

支給実績(26 年度決算)	466,264 千円
支給職員 1 人当たり平均支給額	868 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(26 年度)	77.80%
手当の種類(27 年度手当数)	16

特殊勤務手当一覧表（平成 27 年 4 月 1 日現在）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(26 年度決算)	左記職員に対する支給単価
医務手当	医療業務に従事する医師及び歯科医師	医療業務	149,771 千円	給料の月額 25%
医師研究手当	病院局に勤務する医師及び歯科医師	医療センター勤務	60,312 千円	月額 35,000 ～ 160,000 円
解剖手当	医師の指導監督の下に解剖検査に従事した臨床検査技師及び衛生検査技師	解剖検査業務	54 千円	1 回当たり 3,000 円
放射線取扱手当	医師の指示の下に、放射線・エックス線の照射作業に従事する技師、その他管理者が定める職員	放射線・エックス線照射作業	2,072 千円	日額 400 円
手術室勤務手当	手術室に勤務する看護師	手術室勤務	1,660 千円	月額 5,000 円
夜勤手当	正規の勤務時間中の深夜に勤務した医療職員	医療センターの深夜勤務	152,226 千円	1 回当たり 4,000 ～ 8,500 円
放射線照射介助手当	放射線照射の介助をした看護師	放射線照射の介助	1,089 千円	1 回当たり 300 円
救急待機手当	救急診療等のため正規の勤務時間外に自宅待機した医療職員	救急待機業務	7,896 千円	1 回当たり 2,000 円

救急呼出手当	正規勤務時間以外の時間において、救急の呼出して診療をした医師	正規勤務時間以外の救急診療	66,814 千円	1 時間 2,000 円(1 回につき 10,000 円を限度)
救急搬送診療手当	高規格救急自動車に同乗して診療した医師	救急搬送診療	2,056 千円	日額 8,000 円
分娩手当	分娩を取り扱った医師	分娩に関する業務	1,500 千円	1 件 10,000 円
産業医手当	産業医として従事した医師	産業医に関する業務	480 千円	月額 20,000 円
救急勤務医手当	救急救命センターにおいて、救急患者の診療対応のため、宿日直業務に従事した医師	救急救命センターの宿日直業務	15,150 千円	1 回 19,000 円(宿直) 1 回 14,000 円(日直)
派遣手当	要請に応じて院外で業務に従事した医師	院外での診療業務	—	日額 100,000 円以内
時間外診療従事手当	勤務時間外又は休日等に救急外来患者若しくは病状が急変した入院患者に対し管理者が別に定める手術、処置又は麻酔に従事した医師	時間外・休日等に管理者が別に定める手術、処置又は麻酔業務	5,090 千円	1 回 20,000 円以内
専門・認定看護師手当	(社)日本看護協会による専門又は認定看護師の認定証を所有する職員で当該資格に係る看護業務に従事した職員	専門・認定資格に係る看護業務	384 千円	月額 5,000 円(専門) 月額 3,000 円(認定)

オ 時間外勤務手当

26 年度	支給総額	181,952 千円
	職員 1 人当たり支給年額	318 千円
25 年度	支給総額	197,718 千円
	職員 1 人当たり支給年額	404 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。
2 職員 1 人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績 (26・25 年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の支給対象職員数です。(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除きます。)

カ その他の手当 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (26 年度決算)
扶養手当	(月額) ・配偶者 13,000 円 ・子、父母等 1 人 6,500 円 ・職員に配偶者がいない場合、子、父母等のうち 1 人 11,000 円 特定期間(年度年齢 16~22 歳)にある子については 5,000 円を加算	同じ		42,628 千円	208,965 円
住居手当	(月額) 借家を借り受けている職員に対し家賃の額(8,000 円超)に応じて 27,000 円を限度に支給	同じ		58,410 千円	315,730 円

通勤手当	・交通機関(電車・バス等) 6ヵ月定期代相当分を4・10月に支給 ・交通用具(自動車等) 使用する距離に応じて2,500～33,100円を毎月支給	同じ		55,271千円	88,575円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間を勤務した場合、勤務1時間につき、時間当たりの給与額の135/100を支給	同じ		32,510千円	315,634円
夜間勤務手当	午後10時～翌午前5時まで正規の勤務時間として勤務した場合、勤務1時間につき、時間当たりの給与額の25/100を支給	同じ		53,154千円	138,784円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に対し、11,600～23,200円/回を支給	異なる	左記に対し、4,200～21,000円を支給	107,717千円	763,954円
管理職手当	職務の特殊性に基づき、給料月額につき適正な管理職手当額表が定められている。 47,400円～137,700円/月を支給	異なる	左記に対し、43,000円～114,700円/月を支給	106,601千円	895,814円
別管理職員特 勤務手当	管理職が災害への対処その他臨時又は緊急の必要により勤務がある場合、2,000～12,000円/回を支給	同じ		—	—
調整手当 初任給	医師である職員のうち採用の欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された場合、37,500～249,800円/月(1年ごと減額)を支給	同じ		203,819千円	1,959,801円

市職員の給与等についての問い合わせは

総務部職員課給与班 TEL 4 3 6 - 2 1 3 4

職員数の状況についての問い合わせは

総務部職員課組織定数班

TEL 4 3 6 - 2 1 3 8

公営企業職員の状況についての問い合わせは

医療センター総務課

TEL 4 3 8 - 3 3 2 1